

2026年1月28日

愛媛大学へ入学するみなさんへ（国際連携課担当学生用）

胸部レントゲン検査報告書及び問診票の提出について

愛媛大学では、みなさんのこれから始まる学生生活に備え、健康状態の確認をしています。これは、みなさんを結核等の感染症から守るために実施するものです。

以下のとおり実施しますので、ご協力よろしくお願いたします。

対象者：愛媛大学へ入学する留学生全員

<入学までの流れ>

入学前2ヶ月以内：問診表裏記載の国の留学生は、自国にて胸部レントゲン検査を受診

※胸部レントゲン検査結果報告書の様式：

<https://hoken.hsc.ehime->

[u.ac.jp/limited/file/a14608d43716a757a36eab4783a60e44864c957c.pdf](https://hoken.hsc.ehime-u.ac.jp/limited/file/a14608d43716a757a36eab4783a60e44864c957c.pdf)

※入国前結核スクリーニング（結核非発病証明書）の提出で、胸部レントゲン検査報告書の代用になります。

※胸部レントゲン検査報告書等は、入学3週間前までに国際連携課へメールで提出

国際連携課：kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp

※胸部レントゲン検査報告書或いは結核非発病証明書の提出がない場合、御幸学生宿舎及び国際交流会館など寮への入居は認めませんので、ご注意ください。

愛媛に来る前：体調が悪い場合は、病院で受診する。

※体調不良があったことを、国際連携課へ連絡してください。

※渡日前に体調が悪い場合は、母国の病院を受診するか、空港等の検疫所（健康相談所）を利用してください。

来学時：問診票を国際連携課の”窓口”（愛大ミューズ2階）へ提出

※問診票の様式：

<https://hoken.hsc.ehime->

[u.ac.jp/limited/file/9adab378f3766404a6a13cfc3af8d4a94feeb526.pdf](https://hoken.hsc.ehime-u.ac.jp/limited/file/9adab378f3766404a6a13cfc3af8d4a94feeb526.pdf)

※国際連携課窓口受付時間：平日 8:30～17:00 まで

<入学後>

4月もしくは10月に大学が実施する健康診断を必ず受診すること。

※別途案内があります。

(連絡先)
愛媛大学国際連携支援部国際連携課
E-mail : kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp
T e l : +81-89-927-9155

肉製品などの持ち込み・郵送について
Animal quarantine information for travellers to Japan

2020年7月1日から、家畜伝染病予防法が改正されました、ご注意ください。
Please note that the Domestic Animal Infectious Disease Prevention Act was revised on July 1, 2020.

- (English) <http://www.maff.go.jp/aqs/english/product/import.html>
(中国・簡体語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_cn.html
(韓国語) http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_kr.html
(日本語) <http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

記

- 1.海外から日本へ、豚肉、牛肉、鶏肉、卵など（ソーセージ、ジャーキーなどの加工品、肉まん、餃子などの肉を含む食品を含む。）
を持ち込むことは、数量の多少や輸送形態（手荷物・携帯品や郵便物）に関わらず法律で禁止されており、決して日本に持ち込まないこと。
Bringing pork, beef, chicken, eggs, etc. from overseas to Japan, (including foods containing meat such as sausages, processed products such as jerky, meat buns, dumplings, etc.) is prohibited by law.
Regardless of the quantity or the form of transportation (baggage, personal belongings, or mail), those products and should never be brought to Japan.
- 2.違反した場合には、罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合5,000万円以下）の罰金）の対象となること。
If you break this law, you would be punishable with imprisonment for not more than 3 years or a fine of up to 3 million yen(up to 50 million yen for businesses) .
- 3.留学生自身のみではなく、訪日する家族や知人が、肉や卵などを含む食品を日本に決して持ち
込まないようよく注意するとともに、郵便物としても日本に送付しないことを徹底すること。
Make sure that not only international students themselves, but also family members and acquaintances who visit Japan do not have the meat and eggs etc. and that those products are not sent to Japan as mail.